

台風第19号等による被災学生への授業料免除について

以下に記載する台風第19号等被災学生支援としての授業料免除措置は
今回（令和元年度後期分）のみ となります。

〔対象者〕

- ・ 台風第19号及び10月24～26日の低気圧による大雨により、
家計支持者（実家）が被災した方。
※過年度生も免除対象者となります。

〔提出書類〕

- ・ 願書
 - ・ 罹災証明書（またはそれに代わる書類）の写し
 - ※戸籍謄本（家計支持者死亡の場合のみ）
- 願書は学生・キャリア支援課奨学担当窓口で配付します。

〔受付期間〕

- ・ 11月29日（金）まで
- ただし、提出書類が揃わなくて申請が遅れる場合はご相談ください。

〔提出先〕

- ・ 学生・キャリア支援課奨学担当窓口

〔免除判定〕

- ・ 罹災証明書により判定を行います。
- ※収入額及び学力は判定対象としません。

〔結果通知〕

- ・ 12月中（予定）に、学生・キャリア支援課奨学担当窓口にて結果通知書を交付します。

〔既に免除申請をしている方〕

- ・ 今回、改めて申請する必要があります。
- ・ 被災の程度と申請済の経済状況により、有利な方で判定します。

〔注意事項〕

- ・ 令和2年度以降の授業料免除については、通常の免除申請期間に申請してください。